

議案第 4 6 号

さいたま市立学校設置条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市立学校設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市立学校設置条例等の一部を改正する条例

(さいたま市立学校設置条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市立学校設置条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 1 3 号）の一部
を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																												
別表（第 2 条関係） 〔略〕 中学校 <table><tr><th>名</th><th>称</th><th>位</th><th>置</th></tr><tr><td colspan="4">〔略〕</td></tr><tr><td colspan="2">さいたま市立美園南中 学校</td><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td colspan="2">さいたま市立いろどり 学園中学部</td><td colspan="2">さいたま市浦和区岸 町 6 丁目 1 3 番 1 5 号</td></tr></table> 〔略〕	名	称	位	置	〔略〕				さいたま市立美園南中 学校		〔略〕		さいたま市立いろどり 学園中学部		さいたま市浦和区岸 町 6 丁目 1 3 番 1 5 号		別表（第 2 条関係） 〔略〕 中学校 <table><tr><th>名</th><th>称</th><th>位</th><th>置</th></tr><tr><td colspan="4">〔略〕</td></tr><tr><td colspan="2">さいたま市立美園南中 学校</td><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table> 〔略〕	名	称	位	置	〔略〕				さいたま市立美園南中 学校		〔略〕	
名	称	位	置																										
〔略〕																													
さいたま市立美園南中 学校		〔略〕																											
さいたま市立いろどり 学園中学部		さいたま市浦和区岸 町 6 丁目 1 3 番 1 5 号																											
名	称	位	置																										
〔略〕																													
さいたま市立美園南中 学校		〔略〕																											

(さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和 6 年さいたま市条例
第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の改正を次のように改める。

別表（第 2 条関係） 小学校	別表（第 2 条関係） 小学校
--------------------	--------------------

名	称	位	置
[略]			
さいたま市立美園北 小学校		[略]	
さいたま市立大和田 小学校		さいたま市見沼区大 和田町1丁目200 0番地	
さいたま市立いろど り学園小学部		さいたま市浦和区岸 町6丁目13番15 号	
[略]			

名	称	位	置
[略]			
さいたま市立美園北 小学校		[略]	
[略]			

(さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和5年さいたま市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(学校給食の実施) 第3条 市は、さいたま市立学校設置条例（平成13年さいたま市条例第113号）別表に規定する学校（<u>さいたま市立いろどり学園小学部及びさいたま市立いろどり学園中学部並びに高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を除く。</u>）において、学校給食を実施するものとする。	(学校給食の実施) 第3条 市は、さいたま市立学校設置条例（平成13年さいたま市条例第113号）別表に規定する学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を除く。）において、学校給食を実施するものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。